

# 橋本事務所新聞

第21号

発行所  
橋本法律会計事務所



## 今月のトピックス

### 神戸環境マネージメントシステム(KEMS)をご存知ですか？

近年、環境マネージメントシステム「ISO14000」の認証取得が製造業を中心に非常に盛んになっていきます。しかし小規模な企業がISOを取得する場合は経済面で大きな負担となるので、なかなか取得に踏み切れないのが現状のようです。

このニーズに応える為に、「こうべ環境フォーラム」(神戸市や兵庫県、神戸市内の大企業が委員)がISO14000の簡易版である「KEMS神戸環境マネージメントシステム」の認証を、昨年一月より開始し、神戸市内の企業を中心に、現在で一〇五社の企業を認証してい

ます。

KEMSの特徴は、「極力低コストで手間の掛からないシステムを提供」をテーマに、システムの内容や表現をとにかく平易で分かりやすくして、認証も二段階に分けて段階的に取り組めるようにしています。

また、審査料や一年毎の確認審査量をISOに比べてかなり安くすることによって、小規模な企業にとっても負担が少なく、取り組みやすくなっています。

今後、京都議定書の発効により、グリーン調達による商品の選別と、ISO等の認証企業による取引先の選別が益々進むと考えられます。

現に、神戸市ではグリーン調達

によるKEMS取得建設業者の加点を今年より開始しています。また駆け込みで認証をうけた建設業者も多いと聞いています。



今後一番の関心は、兵庫県も入札参加企業にKEMSによる加点を行うかどうかです。しかし兵庫県と神戸市は歴史的には意外に仲が悪く、兵庫県が神戸市の二番煎じをするかどうか疑問視されますが、こと環境問題ですのどうなるか目が離せないところです。

## 知ってお得！法律雑学

今月のテーマは名前の変更です。

**Q** 先日姓名判断をしてもらった、とても運勢が悪いらしく「すぐにでも名を変えたほうがいい」と言われました。名の変更は簡単にできるものでしょうか？

活上甚だしく支障のある場合、  
② 永年使用していた通称名である場合、  
③ 営業上の理由から襲名する必要のある場合、  
④ 珍奇・難解な名などで社会生活上甚だしく支障がある場合などがあります。単なる個人的趣味、感情、信仰上の希望のみでは足りないとされ簡単ではありません。

今回の姓名判断の結果あなたの理由は通らないと言えます。このように名の変更の要件が厳しい理由は、むやみな名の変更戸籍制度の円滑な運用を害し、また犯罪に悪用される恐れがあること等が挙げられます。もしどうしても変えたいのなら上記理由の ② 永年使用していた通称名である場合 という要件を満たす方法がよいのではないのでしょうか。永年とは一般的に五年以上と言われています。

名前の変更についての私の意見ですが、名は親から頂いた大事なものです、慎重に検討して頂きたいと思います。

か？

**A** 正当な事由によって、戸籍の名を変更するには、家庭裁判所の許可が必要です。正当な事由として、名の変更をしないとその人の社会生活において支障を来す場合をいい、一般的に① 同姓同名のものがいて社会生

# 経営コーナー

## 【新しい会社制度のポイント】

前回に引き続き新しい会社制度について、中小企業に関係ありそうなポイントを具体的に列挙します。

### 1. 最低資本金について

株式会社千万円、有限参百万円の最低資本金規制が無くなりま  
す。ただし、純資産額が参百万  
円未満の場合には、利益が出て  
も配当することができません。  
要するに資本金が参百万円相当  
になるまでは、利益を内部に蓄  
積しなさいということです。

### 2. 商号登記について

現状では同一市町村内で同一  
目的の会社の同一・類似商号は  
登記できませんが、この規制が  
なくなります。つまり、隣の会  
社と目的・名称が全く同じ会社

も作ることができるといこと  
です。

### 3. 払込金保管証明書について

通常よく行われる発起設立と  
いう方法では、一度金融機関に  
資本金を預けた後、保管証明を  
貰って、設立完了後に初めてそ  
のお金を使えるという流れでし  
た。

これからは資本金の払い込み  
については、残高証明でOKと  
なります。これによって一度資  
本金の払い込みが終わって残高  
証明を取れば、会社設立前でも  
資本金の引出しが可能になりま  
す。

### 4. 譲渡制限株式会社とは

株式の譲渡について株主総会  
や取締役会の承認を必要とする  
会社を譲渡制限株式会社とい  
います。今後はこの譲渡制限株式  
会社が現行の有限会社の役割を  
果たすこととなります。

### 5. 取締役の人数について

現状の株式会社では、取締役  
として最低三名が必要ですが、



譲渡制限会社では、現行の有限  
会社同様、取締役一名でもOK  
となります。

### 6. 取締役会の設置について

株式会社では取締役会の設置  
が義務付けられています。譲  
渡制限会社では任意となります。  
また、監査役の設定についても  
譲渡制限会社では任意となりま  
す。

### 7. 取締役・監査役の任期は

現状は取締役二年、監査役四  
年となっていますが、定款に規  
定することによって、これを最  
長十年まで伸ばすことができま  
す。

### 8. 株式移転の制限について

現状では株式移転を制限でき  
るのは、譲渡の場合だけとされ  
ており、相続については制限で  
きませんでした。このために相  
続によって株主が変わることを

阻止できませんでした。

新しい制度では、譲渡制限会  
社においては、相続による株式  
移転をも制限できることになり  
ます。これによって意図せぬ株  
主の出現を阻止できることにな  
ります。

新しい会社制度については、  
今後も随時詳細が決定されてい  
きます。引き続き情報提供を心  
がけますのでご期待下さい。

## 今月の一冊

最近出版された本の中で、私  
が読んで選んだ経営に役立つ一  
冊を紹介いたします。

「この会社はなぜ快進撃が  
続いたのか」坂本光司著 かん  
き出版 1680円

調査した6000社の中から、  
十年以上高い成長を実現してい  
る中小企業二十二社を取り上げ、  
十二の共通項を分析して、普段  
あまり知られていない経営の現  
場にスポットをあて、経営の極  
意、秘訣を明らかにしています。  
時間がありませんたらご一読をお  
薦めします。

## 行政書士・橋本法務会計事務所

〒675-1335  
兵庫県小野市片山町1332-1  
小野工業高校近く  
TEL 0794-62-2377  
FAX 0794-62-2374

申請取次行政書士  
一級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP 認定者  
ISO9000・ISO14000審査員補  
HACCP実務認定者

建設業許可・経営事項審査  
産業廃棄物許可・相続遺言  
各種法人設立 経理記帳  
HACCP ISO KEMS コンサルティング  
個人情報保護法 認証指導他